

岸本町・溝口町合併協議会 第14回会議 別添資料

1．報告事項関係資料

報告第1号関係	行政現況調書調整一覧表（条例、規則等の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	1
報告第2号関係	行政現況調書調整一覧表（使用料、手数料等の取り扱いについて）・・・・・・・・・・	3
報告第3号関係	行政現況調書調整一覧表（諮問機関の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	4～5
報告第4号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：下水道事業）・・・・	6
報告第5号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：学校教育事業）・・・・	7～8
報告第6号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：社会体育事業）・・・・	9

2．提案事項関係資料

提案第1号関係	行政現況調書調整一覧表（慣行の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	10～11
提案第2号関係	行政現況調書調整一覧表（補助金、交付金等の取り扱いについて）・・・・・・・・・・	12
提案第3号関係	行政現況調書調整一覧表（国民健康保健事業の取り扱いについて）・・・・・・・・・・	13～17
提案第4号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：小中学校の通学区域）・・・・	18
提案第5号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：学校教育事業）・・・・	19
提案第6号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：社会教育事業）・・・・	20
提案第7号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：社会体育事業）・・・・	21

行政現況調書調整一覧表

幹事長専決事項

専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	条例規則等の取り扱い		責任者	岡田安路
合併協定項目	条例、規則等の取り扱い		各種事務事業の取扱い				備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法			
1	条例、規則、規程、訓令及び告示に関すること町行政執行のための規範である条例、規則、規程、訓令の制定・改正等及びそれらの告示について、適正な事務を執行する。 別紙、説明書による	条例、規則、規程、訓令及び告示に関すること町行政執行のための規範である条例、規則、規程、訓令の制定・改正等及びそれらの告示について、適正な事務を執行する。 別紙、説明書による	別紙、説明書による			合併時に一元化する。 別紙、説明書による			

条例、規則、規程、訓令及び告示に関すること(説明書)

岸本町	溝口町	課題・問題点	調整方法
<p>(1) 条例、規則、規程、訓令、要綱の制定及び改正 起案：担当課で起案し、総務課合議の上、町長決裁し、制定・改正 条例の場合、議会議決事項となるが、必要に応じて専決処分もある</p> <p>補助金の要綱については、行政改革検討委員会において協議後、決裁を受けることとなっている。</p>	<p>(1) 条例、規則、規程、訓令、要綱の制定及び改正 起案：担当課で起案し、総務課合議の上、町長決裁し、制定・改正 条例の場合、議会議決事項となるが、必要に応じて専決処分もある</p>	<p>補助金の要綱の起案について、起案前の行政改革検討委員会への協議が違う。新町での検討事項として、現在、条例、規則、規程等の原案を作成する場合、多方面にわたって検討をしなければならないため、担当者の負荷が大きい。新町において、例規検討委員会のような庁内プロジェクトチームを設置し、多方面にわたって原案を検討する必要がある。</p>	<p>新町において、例規検討委員会等のプロジェクトチームの設置に向けて検討する。</p>
<p>(2) 条例、規則、規程、訓令の告示 町長決裁後、条例は議会通過後、告示書(かがみ)を付けて告示。議会通過後、3日以内に告示。 告示の際には、告示台帳(総務課管理)から告示番号を附番す 条例、規則、規程、訓令には、条例番号等(総務課管理)を附番する。 条例、規則の告示書には、町長の直筆の署名が必要(公告式条例)</p> <p>条例等の施行については、施行日の定めのないものは、告示後10日経過後施行となる 公布及び公表は、次の掲示板に掲示する。 「岸本町吉長28番地13 岸本町役場構内」</p>	<p>(2) 条例、規則、規程、訓令の告示 町長決裁後、条例は議会通過後、告示書(かがみ)を付けて告示。議会通過後、3日以内に告示。 告示の際には、告示台帳(総務課管理)から告示番号を附番する。 条例、規則、規程、訓令には、条例番号等(総務課管理)を附番する。 条例、規則の告示書には、町長の直筆の署名が必要(公告式条例)</p> <p>条例等の施行については、施行日の定めのないものは、告示後10日経過後施行となる 公布及び公表は、次の掲示板に掲示する。 「溝口町溝口647番地 溝口町役場構内」</p>	<p>掲示板を統合する必要がある。</p>	<p>両町掲示板を現行のまま利用し、掲示板を2箇所とする。分庁においては、告示の写しを掲示する。</p>
<p>(3) 条例、規則、規程、訓令、要綱の起案書の管理 各担当課が起案し、町長決裁済の起案書は、総務課で一括管理す 条例番号(規則番号、訓令番号等)は、総務課で管理</p>	<p>(3) 条例、規則、規程、訓令、要綱の起案書の管理 各担当課が起案し、町長決裁済の起案書は、担当課で管理する。 条例番号(規則番号、訓令番号等)は、総務課で管理</p>	<p>決裁後の起案書の管理が違う。</p>	<p>総務課で一括管理する。</p>
<p>(4) 町例規集の管理 所有数 : 100部</p> <p>各課等へ必要部数を配布(別紙町例規集管理一覧)し、通常は各課等で管理し、加除時に総務課へ提出させる。 加除：(株)ぎょうせいに随意契約。 加除分の例規を一括総務課で受取り、加除日程を委託業者と調整し、各課に連絡し、役場2F図書室で加除を実施。</p>	<p>(4) 町例規集の管理 所有数 : 100部</p> <p>各課等へ必要部数を配布(別紙町例規集管理一覧)し、通常は各課等で管理し、加除時に総務課へ提出させる。 加除：(株)ぎょうせいに随意契約。 加除分の例規を一括総務課で受取り、加除日程を委託業者と調整し、各課に連絡し、役場内で加除を実施。 例規執務サポートシステム 総務課で管理している例規執務サポートシステムにより、町の条例及び規則の制定、廃止、改正の作業を行う。 データの更新(株)ぎょうせいに随意契約</p>	<p>溝口町は、例規サポートシステムにより例規集の管理を実施。岸本町は未導入である。</p>	<p>溝口町のシステムをそのまま利用し、合併後ホームページを利用して、住民向けに公開するシステムを追加する。</p>
<p>(5) 日本法規の管理 庁舎2階図書室にて、一括管理(総務課) 加除：(株)ぎょうせいに随意契約 CDROM版の日本例規システム(事務改善委員会管理) 必要に応じ、職員に貸し出す。職員のパソコンにより閲覧する。 契約先：日本法規出版</p>	<p>(5) 日本法規の管理 庁舎3階総務課にて、一括管理(総務課) 加除：(株)ぎょうせいに随意契約</p>	<p>日本法規は、合併時に一元化したい。</p>	<p>合併時に一元化する。</p>
<p>(6) 加除図書管理 原則、加除が必要な図書は、役場2F図書室で管理している。加除については、加除分の例規を一括総務課で受取り、加除日程を委託業者と調整し、役場2F図書室で加除を実施。各課で購入したのものについては、各課対応となっているが、総務課が加除をする際に、業者と一緒に各課をまわって加除をしている。</p>	<p>(6) 加除図書管理 原則、加除が必要な図書は、総務課で管理している。加除については、加除分の例規を一括総務課で受取り、加除日程を委託業者と調整し、役場内で加除を実施。各課で購入したのものについては、各課対応となっているが、総務課が加除をする際に、業者と一緒に各課をまわって加除をしている。</p>	<p>両町が同様のものを設置している。</p>	<p>両町で全体を整理し、調整する。</p>
<p>(7) 自治六法の管理 岸本町では、自治六法は、職員個人で購入することとしており、公費での購入はない。加除が必要な自治六法(第一法規)については、加除分を職員に補助(1,200円)しているため、所有している職員の名簿を総務課で作成し、管理している。また、これの加除分については、総務課で一括受取り、加除をする際に、職員に連絡し、役場2F図書室に集めて、業者に加除をさせている。</p>	<p>(7) 自治六法の管理 溝口町では、自治六法は、各課に1冊購入し、これの加除分については、総務課で一括受取り、加除をする際に各課に連絡し、役場内で、業者に加除をさせている。</p>	<p>自治六法について、岸本町は、各課用の公用の図書はなく、職員個人で購入するようになっており、追録分購入(加除分)について、補助制度がある。一方、溝口町では、各課に公用分のものが一冊購入してあり、それを加除するようになっている。</p>	<p>溝口町の例による。現行の公用で購入した自治六法(溝口町所有)のまま新町に移行し、効果的に配置する。</p>

行政現況調書調整一覧表

幹事長専決案件

専門部会名	建設水道部会	責任者	小村 恵吾	ワーキンググループ名	上水道事業(事務関係)	責任者	野口 泰彦
合併協定項目	17 使用料、手数料等の取扱い		各種事務事業の取扱い				
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法		
1	<p>指定給水装置工事事業者指定手数料</p> <p>町内で給水装置工事を行なう事業者を指定することにより、適正な工事の施工を確保するもの。</p> <p>事務の流れ</p> <p>事業者申請 基準適合審査 指定業者証交付・指定手数料徴収</p> <p>給水装置工事事業者指定手数料 1件につき10,000円</p> <p>岸本町水道事業給水条例第30条、岸本町水道事業指定給水装置工事事業者指定規程</p>	<p>指定給水装置工事事業者指定手数料</p> <p>町内で給水装置工事を行なう事業者を指定することにより、適正な工事の施工を確保するもの。</p> <p>事務の流れ</p> <p>事業者申請 基準適合審査 指定業者証交付</p> <p>給水装置工事事業者指定手数料</p> <p>業者の指定はしているが、手数料は徴収していない。</p> <p>溝口町簡易水道等施設の指定給水装置工事事業者に関する規程</p>		<p>・岸本町、溝口町ともに給水装置工事事業者の指定をおこなっているが、岸本町のみ手数料を徴収している。</p>	<p>・岸本町の例により合併時に一元化する。</p> <p>(現在、岸本町・溝口町の両町の指定を受けている業者については、新町において引き続き指定業者とする。溝口町のみ指定を受けている業者で新町において引き続き指定を希望する場合、手数料は追加徴収する。)</p>		

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	社会教育事業・文化振興事業	責任者	大下 修一・角田 寛幸	
合併協定項目	20 諮問機関の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
1	<p>社会教育委員 【目的】 社会教育の推進のため、教育委員会に助言する。 【委員等の構成】 学校教育及び社会教育関係者：3名 家庭教育の向上に資する活動を行う者：1名 学識経験者：2名 計6名 委員定数は6人以内とし、教育委員会が委嘱する。 【活動内容】 委員の任務(社会教育法第17条の規定による) 社会教育に関する諸計画の立案 教育委員会の諮問に応じ意見を述べる 必要な調査研究を行う 社会教育委員会：年3回開催 任期：2年(平成14年4月1日～平成16年3月31日) 補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。 【委員報酬】 日額5,300円</p>	<p>社会教育委員 【目的】 社会教育の推進のため、教育委員会に助言する。 【委員等の構成】 学校教育及び社会教育関係者：1名 家庭教育の向上に資する活動を行う者：8名 学識経験者：6名 計15名(公民館運営審議委員と兼ねている) 委員定数は15名とし、教育委員会が委嘱する。 【活動内容】 委員の任務(社会教育法第17条の規定による) 社会教育に関する諸計画の立案 教育委員会の諮問に応じ意見を述べる 必要な調査研究を行う 社会教育委員会：年2回開催 任期：2年(平成15年4月1日～平成17年3月31日) 補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。 【委員報酬】 日額5,500円</p>		<p>1 委員の人数、会議回数及び報酬に違いがある。 2 溝口町は社会教育委員全員(15名)が公民館運営審議委員(15名)と兼ねているが、岸本町は兼ねていない。</p> <p>(参考) 委員構成の内訳者数(学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者)は、法令等の定めはない。</p>	<p>1 溝口町の例により合併時に一元化する。 2 報酬額については、別に調整する。</p>			
2	<p>公民館運営審議会 【目的】 館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するために設置。 【委員等の構成】 ・学校教育及び社会教育関係者14名 ・家庭教育の向上に資する活動を行う者3名 ・学識経験者3名 計20名 委員定数は20名以内とし、法第30条第1項に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。 【活動内容】 ・審議会数：年2回 ・任務：公民館の各種事業の企画実施につき調査審議する。(社会教育法第29条) ・任期：1年(平成15年4月1日～平成16年3月31日) 補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。 委員が法第30条第1項に規定する者に該当しなくなった場合又は特段の事情が生じた場合は、任期中であっても解嘱することができる。 【委員報酬】 ・日額5,300円</p>	<p>公民館運営審議会 【目的】 館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するために設置。 【委員等の構成】 ・学校教育及び社会教育関係者1名 ・家庭教育の向上に資する活動を行う者8名 ・学識経験者6名 計15名(社会教育委員と兼ねている) 委員定数は15名とし、法第30条第1項に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。 【活動内容】 ・審議会数：年2回 ・任務：公民館の各種事業の企画実施につき調査審議する。(社会教育法第29条) ・任期：2年(平成15年4月1日～平成17年3月31日) 補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。 委員が法第30条第1項に規定する者に該当しなくなった場合又は特段の事情が生じた場合は、任期中であっても解嘱することができる。 【委員報酬】 ・日額5500円</p>		<p>1 委員の人数、任期及び報酬に違いがある。 2 溝口町は社会教育委員全員(15名)が公民館運営審議会委員(15名)と兼ねているが、岸本町は兼ねていない。</p> <p>(参考) 委員構成の内訳者数(学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者)は、法令等の定めはない。</p>	<p>1 溝口町の例により合併時に一元化する。 2 報酬額については、別に調整する。</p>			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	社会教育事業・文化振興事業	責任者	大下 修一・角田 寛幸	
合併協定項目	20 諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点	調整方法			
3	<p>文化財専門委員会 【目的】 文化財保護法第98条第2項に基づき設置する。 専門委員は文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申するとともに、このために必要な調査研究を行う。 【委員等の構成】 専門の学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。 定数6名以内(2名欠員) 【活動内容等】 文化財専門委員会を年2回開催し、町民に本町にも数多くの文化財があることを周知し、関心を持たせるためにはどのような方法が良いのか話し合う。 任期 4年 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 期間 平成13年4月1日～平成17年3月31日 【委員報酬】 @5,300円/回</p>	<p>文化財保護審議会 【目的】 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置する。 審議会は教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議するとともに、これらの事項に関して教育委員会に建議する。 【委員等の構成】 専門の学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。 定数6名以内(会長1名 副会長1名) 【活動内容等】 文化財保護審議会を年4回開催し、町民に本町にも数多くの文化財があることを周知し、関心を持たせるためにはどのような方法が良いのか話し合う。 任期 2年 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 再任されることができる。 期間 平成14年5月4日～平成16年5月3日 【委員報酬】 @6,000円/回(会長) @5,500円/回(委員)</p>		<p>1 溝口町の審議会は、地方自治法に基づき付属機関として設置されているが、岸本町の委員会は、文化財保護法に基づき文化財の保護及び活用のための措置として設置されている。 2 委員の任期及び報酬に違いがある。 3 溝口町には会長・副会長職があるが、岸本町にはない。 4 委員会、審議会の開催回数に違いがある。</p>	<p>1 溝口町の例により合併後に新たに定める。 2 報酬額については、別に調整する。</p>			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決案件		
専門部会名	建設水道部会		責任者	小村恵吾	ワーキンググループ名	下水道事業(事務関係)		責任者	井本達彦
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	下水道事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	排水設備指定工事店 基準に適合した排水設備を設置させるため、排水設備工事指定業者を指定するもの。 指定期間 平成17年4月24日まで(2年間) 保証金 200,000円 現在の指定店数 59店		排水設備指定工事店 基準に適合した排水設備を設置させるため、排水設備工事指定業者を指定するもの。 指定期間 平成19年5月7日まで(5年間) 保証金 200,000円 現在の指定店数 49店		指定期間がそれぞれの町で違っている。 岸本町 2年間 溝口町 5年間 両町にそれぞれ指定を受けている工事店がある。			岸本町の例により合併時に一元化する。 (指定期間が違うので、統一する必要がある。指定店をよく把握するためにも2年間とし、新たに新町として指定する。保証金については現行どおりとする。)	

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	学校教育事業	責任者	三宅 祐志	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 37 学校教育事業	備考				
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法			
1	<p>私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業</p> <p>【目的】 町外の私立幼稚園に在園する第3子以降の園児に係る保育料を軽減することにより、保護者の経済的負担を軽減し子供を生み育てやすい環境を整備する。</p> <p>【内容等】 私立幼稚園に在園する世帯の第3子以降の園児にかかる保育料の額を1/2に軽減する幼稚園に対し県と町がそれぞれ1/4相当額を補助する。 ○保育料（保護者負担1/2 県負担1/4 町負担1/4） 県、町とも幼稚園に直接補助 町の補助金交付規則に基づき、私立幼稚園の代表者からの申請に対し、補助金を交付する。 保育料 18,000円/月 1人当り補助額 18,000円×12月×1/4=54,000円/人</p> <p>住民環境課が担当している。 平成14年度該当者 6名 平成15年度該当者 8名</p>	<p>私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業</p> <p>【目的】 町外の私立幼稚園に在園する第3子以降の園児に係る保育料を軽減することにより、保護者の経済的負担を軽減し子供を生み育てやすい環境を整備する。</p> <p>【内容等】 私立幼稚園に在園する世帯の第3子以降の園児にかかる保育料の額を1/2に軽減する幼稚園に対し県と町がそれぞれ1/4相当額を補助する。 ○保育料（保護者負担1/2 県負担1/4 町負担1/4） 県、町とも幼稚園に直接補助 町の補助金交付規則に基づき、私立幼稚園の代表者からの申請に対し、補助金を交付する。 保育料 18,000円/月 1人当り補助額 18,000円×12月×1/4=54,000円/人</p> <p>教育委員会が担当している。 平成14年度該当者 1名 平成15年度該当者 1名</p>	<p>岸本町では住民環境課が所管し、溝口町では教育委員会が所管している。</p> <p>（参考） 鳥取県総務部教育・学術振興課所管</p>	<p>現行どおり新町に引き継ぐ。</p> <p>所管部局は、町長部局とする。</p>				
2	<p>英語指導助手設置事業に関する事</p> <p>【目的】 学校に外国語指導助手を配置し、英語教科、国際理解教育などの学校教育に参画させることで、生徒の外国語によるコミュニケーション能力（聞くこと・話すこと）など、国際社会に生きる日本人として必要な資質・能力を身に付けさせる。</p> <p>【内容等】 （財）自治体国際化協会の斡旋を受け、英語圏の外国青年を招致し、中学校に配置している。 報酬 月額320,000円 家賃補助 月額50,000円 うち30,000円補助（6割） 招致（雇用）期間 H15.8.4～H16.8.3（1年間） 勤務場所 岸本中学校 職務 中学校における外国語授業の補助 小学校における外国語会話等の補助（岸小：水（午前）・金 八小：木） 外国語教員に対する現職研修補助 特別活動・課外活動への協力 地域における国際交流活動への協力（公民館での英会話教室 週1回夜間） 雇用契約 雇用期間については、JETプログラムの募集要綱に契約期間を1年間とする旨が記載してある。ただし、契約後に本人の同意が得られれば最長3年間の雇用が可能である。</p>	<p>英語指導助手設置事業に関する事</p> <p>【目的】 学校に外国語指導助手を配置し、英語教科、国際理解教育などの学校教育に参画させることで、生徒の外国語によるコミュニケーション能力（聞くこと・話すこと）など、国際社会に生きる日本人として必要な資質・能力を身に付けさせる。</p> <p>【内容等】 （財）自治体国際化協会の斡旋を受け、英語圏の外国青年を招致し、中学校に配置している。 報酬 月額330,000円 家賃補助 月額45,000円 うち22,500円補助（5割） 招致（雇用）期間 H15.8.6～H16.8.5（1年間） 勤務場所 溝口中学校 職務 中学校における外国語授業の補助 小学校における外国語会話等の補助（実施していない） 外国語教員に対する現職研修補助 特別活動・課外活動への協力 地域における国際交流活動への協力（公民館での英会話教室 週1回夜間） 雇用契約 雇用期間については、JETプログラムの募集要綱に契約期間を1年間とする旨が記載してある。ただし、契約後に本人の同意が得られれば最長3年間の雇用が可能である。</p>	<p>○ 両町で報酬、借家の家賃補助及び就業内容が異なっている。</p>	<p>1 配置については、現行どおり新町に引き継ぐ。</p> <p>2 雇用条件については、岸本町の例を基に合併後に一元化する。</p> <p>（参考） 調整方法は教育委員会協議済 岸本町 平成16年2月20日 溝口町 平成16年2月19日</p>				

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	学校教育事業	責任者	三宅 祐志	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 37 学校教育事業	備考				
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法			
3	<p>教育研究団体 【目的】 岸本町学校職員、給食センター職員及び教育委員会事務局職員をもって教育研究団体を組織し、職員相互の親睦を図り協力して教育の向上に努めることを目的とする。 【内容等】 岸本町教育研究協議会の設置 1 組織 学校職員 給食センター職員 教育委員会事務局職員 2 事業 ・児童の学力・体位・体力の向上に関すること ・児童生徒の生徒指導に関すること ・児童生徒の同和教育に関すること ・全員相互の親睦に関すること ・その他本会の目的を達成するために必要と認める事業 3 役員 会長1名 副会長1名 運営委員7名 専門委員長3名 専門委員9名 幹事若干名 4 専門委員会 学校保健 生徒指導 人権同和教育委員会 5 事務局 小中学校の持ち回り 6 会計 本会の経費は補助金、会費その他の収入を持って充てる。 (近年補助金の支出はない)</p>	<p>教育研究団体 【目的】 溝口町学校職員、給食センター職員、文化センター職員、公民館職員、保育所職員、教育委員会事務局職員及び福祉保健課長をもって教育研究団体を組織し、職員相互の親睦を図り協力して教育の向上に努める。 【内容等】 溝口町教育振興会の設置 1 組織 学校職員 給食センター職員 文化センター職員 公民館職員 保育所職員 教育委員会事務局職員 福祉保健課長 2 事業 生徒指導 学校保健 学校安全 学校事務 社会科学習 教育課題 幼児教育 障害児教育 同和教育 保・小中の連携 3 役員 会長1名 副会長1名 監事2名 幹事4名 4 専門部 振興運営部(7部会) 保学同和教育推進部(3部会) 5 事務局 小中学校の持ち回り 6 会計 本会の経費は補助金(80千円)、会費その他の収入を持って充てる。</p>	<p>1 両町で組織及び事業内容等が異なっている。 2 溝口町は教育振興会に対して80,000円の補助金を交付している。 3 岸本町は教育研究協議会の運営事務費を一般会計から支出している。</p>	<p>合併時に溝口町の例を基に一元化を図る。 溝口町で行っていた教育振興会補助金は通常の学校運営経費で対応可能であるため廃止する。</p>				
4	<p>学校図書に関すること 【目的】 学校において、図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整備し、および生徒および教育の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童・生徒の健全な教養を育成することを目的とする。 【内容等】 学校図書の蔵書状況(平成14年3月末) 小学校 8,846 冊(児童1人当り21冊) 中学校 8,802 冊(生徒1人当り32冊) 合計 17,648 冊 運営 小・中学校で司書教員補助員として臨時職員を各1名配置(週5日勤務) (小学校配置職員は緊急雇用対策で雇用) (中学校配置職員は町単独雇用) 賃金:日額6,320円</p>	<p>学校図書に関すること 【目的】 学校において、図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整備し、および生徒および教育の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童・生徒の健全な教養を育成することを目的とする。 【内容等】 学校図書の蔵書状況(平成14年3月末 分校含む) 小学校 10,904 冊(児童1人当り41冊) 中学校 3,562 冊(生徒1人当り20冊) 合計 14,466 冊 運営 小・中学校学校で司書教員補助員として非常勤職員を各1名配置(分校は除く週2日勤務) (緊急雇用対策で雇用) 賃金:時給900円 平成16年度からは、岸本町と同様な運営予定。</p>	<p>両町とも司書教員補助職員雇用については、県の緊急雇用特別対策事業を活用(10割補助)しているが、平成16年度で事業が打ち切られるため、以後町単独の雇用となる。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 (参考) 調整方法は教育委員会協議済 岸本町 平成16年2月20日 溝口町 平成16年2月19日</p>				

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	社会体育事業	責任者	中島寛	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 40 社会体育事業			備考		
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点		調整方法		
1	<p>学校体育施設開放事業</p> <p>【目的】 学校教育に支障のない範囲で、地域住民の自主的な運営のもとに住民の身近なスポーツ活動の場として学校体育施設を開放し、もって地域スポーツの普及と振興を図り、併せて学校を中心として地域住民の連帯感の確立を図ることを目的とする。</p> <p>【内容等】</p> <p>1 開放する施設 岸本小学校 体育館・グラウンド 八郷小学校 体育館・グラウンド 岸本中学校 体育館・グラウンド プールは開放していない。</p> <p>2 利用者の範囲 岸本町内に在住及び在勤する者。 教育委員会が社会体育団体として認めかつ特定の開放校を利用しうるものとして、教育委員会に登録されている団体。</p> <p>3 利用手続 所定の使用許可申請書を教育委員会に提出し、許可を得る。</p> <p>4 利用状況 小中学校体育館 町体育協会主催の各種大会行事。 スポーツ少年団の練習、大会等。 小中学校グラウンド町体育協会主催の各種大会行事。 スポーツ少年団の練習、大会等。</p>	<p>学校体育施設開放事業</p> <p>【目的】 学校教育に支障のない範囲で、地域住民の自主的な運営のもとに住民の身近なスポーツ活動の場として学校体育施設を開放し、もって地域スポーツの普及と振興を図り、併せて学校を中心として地域住民の連帯感の確立を図ることを目的とする。</p> <p>【内容等】</p> <p>1 開放する施設 日光小学校 体育館・グラウンド 溝口小学校 体育館・グラウンド 二部小学校 体育館・グラウンド 分校は開放していない。 溝口中学校 体育館・グラウンド プールは開放していない。</p> <p>2 利用者の範囲 溝口町内に在住及び在勤する者。 教育委員会が社会体育団体として認めかつ特定の開放校を利用しうるものとして、教育委員会に登録されている団体。</p> <p>3 利用手続 所定の申込書を教育委員会に提出し、許可を得る。</p> <p>4 利用状況 小中学校体育館 町体育協会主催の各種大会行事。 スポーツ少年団の練習、大会等。 小中学校グラウンド町体育協会主催の各種大会行事。 スポーツ少年団の練習、大会等。</p>		なし。	溝口町の例により合併時に一元化する。			

行政現況調査調整一覧表							協議会提出案件		
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	慣行の取り扱い		責任者	若林成人
合併協定項目	慣行の取り扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>慣行の取扱い 岸本町のシンボル、町民歌等象徴を定める。 1. 町民憲章（昭和54年3月17日制定） 1 自然を大切にし、きれいな町をつくりましょう 1 健康で仕事にはげみ、明るい家庭をつくりましょう 1 和やかで助けあい、親切な心を育てましょう 1 教養をたかめ、文化の向上につとめましょう 1 わが町を愛し、みんなの幸せを築きましょう</p> <p>2. 町章（昭和31年3月9日制定） 「岸本」を図案化して、総体の円型は、円満と融和を、上部の開口は、上に向かって伸びる町発展を象徴したもの 3. 町の木（昭和54年3月17日制定） 松 4. 町の花（昭和54年3月17日制定） 菊 5. 町の花（平成元年8月25日制定） 愛唱歌「光あふれるふるさと」 「岸本音頭」 6. 宣言 非核・平和の町宣言（昭和60年9月25日） 人権尊重の町宣言（昭和63年10月1日）</p>		<p>慣行の取扱い 溝口町のシンボル、町民歌等象徴を定める。 1. 町民憲章（昭和48年9月25日制定） わたくしたちは溝口町民です。 お互いに手を取りあい、信頼のきずなをつよめよう。 若者たちは夢と希望をはぐくみ、年寄りはやすらぎを楽しむ町であるように、美しい郷土を愛し、豊かで住みよい町づくりに力いっぱい前進しよう。 2. 町章（昭和39年1月1日制定） 躍進する溝口町の頭文字「み」を鳥取県の「鳥」に合わせて、飛躍する鳥に図案化したもの 3. 町の木 制定無 4. 町の花（昭和48年9月25日制定） つつじ 5. 町の花（昭和59年8月12日制定） 町民の歌「わがまち溝口」 「みぞくち音頭」 6. 宣言 核兵器全面禁止・平和の町宣言（昭和60年12月17日） 人権尊重の町宣言（平成元年6月21日）</p>		<p>新設合併となるため、町民憲章、町章、町の木、町の花、町の花等を新たに制定し、新町のまちづくりについて、町民全体の意識を高揚する必要がある。 町章の制定時期については、新町発足と同時に必要かどうかにより、制定時期を検討しなければならない。 マスコットキャラクターやイメージカラーを定め、新町のイメージアップと宣伝を図ったかどうか。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>岸本町 町章</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>溝口町 町章</p>  </div> </div>			合併後、早期に一元化する。	
2	<p>儀式、典礼及び表彰に関すること（別紙明細のとおり） 町が実施する儀式等（総務課所管分） ・定例条例表彰式 ・名誉町民称号贈呈式 ・町政施行記念式典 町が実施する儀式においては、名誉町民及び特別功労者を招待する 名誉町民章：名誉町民条例に規定（図案（色付）別途保管） 条例表彰徽章：特別功労章徽章（金）、表彰徽章（銀）</p>		<p>儀式、典礼及び表彰に関すること（別紙明細のとおり） 町が実施する儀式等（総務課所管分） ・表彰式（行政事務説明会時） ・名誉町民称号贈呈式 ・町政施行記念式典 町が実施する儀式においては、名誉町民及び関係功労者を招待する 名誉町民章：別途規定 条例表彰徽章：徽章（金）</p>		特に問題なし			合併後に一元化する。	

儀式、表彰の明細

岸本町	溝口町	課題・問題点	調整方法
<p>(1) 儀式 町の記念する事業や恒例となっている儀式等 総務課所管分 岸本町定例表彰式 各年度 3月31日 (岸本町が昭和31年3月31日に合併した日に挙行)</p> <p>町制施行記念式典 ・町制施行の区切りの年に記念式典を挙行する 過去の例：25周年、30周年、40周年等 予定：50周年記念式典を平成16年11月下旬～12月上旬</p> <p>新年祝賀会(名刺交換会) 毎年1月5日ごろ開催。会費徴収(事務局：総務課) 終了後、新年会。会費徴収(議会と総務課で輪番制で幹事)</p>	<p>(1) 儀式 毎年度、行政各分野における功労者を表彰する</p> <p>溝口町表彰式 各年度 5月(行政事務説明会時に) ・功労表彰 ・善行表彰</p> <p>町制施行記念式典 ・町制施行の区切りの年に記念式典を挙行する 過去の例：25周年、30周年、40周年等 予定：50周年記念式典を平成16年12月上旬</p>	<p>表彰式については、開催時期が違う。 新年祝賀会(名刺交換会)は溝口町では行っていない。</p>	<p>合併後に一元化する。 表彰式の開催時期を定める。 新町発足後、実施の有無について検討する。</p>
<p>(2) 表彰 公共の福祉を増進し、又は文化の進展に貢献し、その功績ある者に対して、岸本町名誉町民の称号を送り、称える。また、本町の自治の振興、町民福祉の増進及び町の産業等の発展について貢献した者又は、模範となる行為のあった者を表彰して、町の発展を促進する。</p> <p>岸本町名誉町民：町長が岸本町名誉町民選考審議会の審議を経て、町議会の同意を得て決定する。</p> <p>特別功労表彰：本町の自治の振興、町民福祉の増進及び町の産業、文化の発展について、特に功労の顕著であった者について、議会の議決を経て町長が行う。</p> <p>功労表彰：本町の自治の振興、町民福祉の増進及び町の産業、文化の発展について、多年功績のあった者について表彰審議会の審議を経て、町長が行う。</p> <p>善行表彰：該当する者について、表彰審議会の審議を経て町長が行う。 ・町民の模範となるような善行をした者 ・町の公益のために50万円以上の金品を寄附した個人又は100万円以上の金品を寄附した団体 勤続表彰：次に該当する者について表彰審議会の審議を経て町長が実施する。 ・町の職員であって20年以上勤続した者 ・町立小学校及び中学校の県費負担職員で10年以上勤続した者</p>	<p>(2) 表彰 公共の福祉を増進し、又は文化の進展に貢献し、その功績ある者に対して、溝口町名誉町民の称号を送り、称える。また、本町の自治の振興、町民福祉の増進及び町の産業等の発展について貢献した者又は、模範となる行為のあった者を表彰して、町の発展を促進する。</p> <p>溝口町名誉町民：町長が溝口町名誉町民選考審議を経て、町議会の同意を得て決定する。 功労表彰：町議会議員12年以上、町議会議員、教育委員、監査委員、選挙管理委員、農業委員、固定資産評価審査委員等を通じて15年以上在職した者 ・町長以下職員、消防団長、町立学校長以下職員で特に功労のあった者 ・個人で100万円以上の金品を寄附、その他特に公益及び町民の福祉増進の功労者 これらについて、表彰審議会の答申を経て、町長が行う。 善行表彰：本町の町政の振興、町の公益、町民の福祉増進等について、善行のあった者 について、溝口町表彰審議会の答申を経て決定する。 ・個人であって、町の公益、町民の福祉増進に尽力し、又は公務を助け、その業績が多大な者、文化振興に寄与してその業績が多大な者 ・個人であって、20万円以上の金品を寄附、又は模範となるような善行をした者 これらについて、表彰審議会の答申を経て、町長が行う。</p>	<p>町の条例表彰制度は、2町とも制度化されているが、表彰種別、表彰基準に違いがある。</p>	<p>合併後に岸本町の例により一元化する。 (1)表彰種別及び表彰基準は、新町発足後に検討する。</p>

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項																					
専門部会名	産業経済部会			責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業		責任者	田村茂樹																		
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い			各種事務事業の取扱い				備考																				
連番	岸 本 町			溝 口 町		課題・問題点			調整方法																			
1	<p>土地改良事業（かんがい排水農道） （目的） 町単独補助事業（水路改修、農道整備、ため池改修等）自治会、任意団体、土地改良区などの受益団体等の施行に対し補助を行なう。 （内容） 土地改良事業に対して補助を行う。</p> <p>事業主体 団体等 補助率 5割 1. 対象事業費10万円以上120万円以下。 事業主体 土地改良区 補助率 3割 1. 対象事業費10万円以上120万円以下。</p>			<p>単町土地改良事業 （目的） 町単独補助事業（水路改修、農道整備）自治会、任意団体などの受益団体等の施行に対し補助を行なう。 （内容） 県の補助事業の対象とならない小規模な事業に対して補助を行う。</p> <p>事業主体 団体等 対象事業費 限度額なし。 補助率 農道事業60% 水路事業55% 二次災害防止応急事業50% 災害拡大防止事業 50%</p> <p>平成14年度実績 水路事業 6件 6団体 農道事業 2件 2団体</p>		<p>補助対象事業費 岸本町10万円以上120万円以下 溝口町 国県の補助金事業の対象外となる工事 補助率 岸本町 団体50% 土地改良区30% 溝口町 農道60% 水路55% 二次災害防止 50% 災害拡大防止 50% 両町とも受益団体に対しての補助であるが、対象となる事業費と補助率が違う。</p>			<p>・合併時に一元化するものとする。</p> <p>一元化案 事業主体 団体等 補助率 農道事業60% 水路事業55% 事業費 10万円以上120万円以下 事業主体 土地改良区 補助率 30% 事業費 10万円以上120万円以下</p>																			
2	<p>土地改良事業（農業用施設災害復旧） （目的） 災害により被災した、団体及び土地改良区が管理する農業用施設で、補助災害に該当しないもので、復旧する施設に対し補助金を交付し、施設管理費の軽減を図る。 （内容等）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>対象事業</th> <th colspan="2">農業施設</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <td>団体等</td> <td>土地改良区</td> </tr> <tr> <th>補助率</th> <td>50.0%</td> <td>30.0%</td> </tr> </table>			対象事業	農業施設		事業主体	団体等	土地改良区	補助率	50.0%	30.0%	該当なし		溝口町では制度なし。			<p>岸本町の例をもとに一元化する。</p> <p>一元化案</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>対象事業</th> <th colspan="2">農業施設復旧事業 二次災害防止応急事業 災害拡大防止事業</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <td>団体等</td> <td>土地改良区</td> </tr> <tr> <th>補助率</th> <td>50%</td> <td>30%</td> </tr> </table>		対象事業	農業施設復旧事業 二次災害防止応急事業 災害拡大防止事業		事業主体	団体等	土地改良区	補助率	50%	30%
対象事業	農業施設																											
事業主体	団体等	土地改良区																										
補助率	50.0%	30.0%																										
対象事業	農業施設復旧事業 二次災害防止応急事業 災害拡大防止事業																											
事業主体	団体等	土地改良区																										
補助率	50%	30%																										

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提出案件	
専門部会名	税務出納部会	責任者	金田	ワーキンググループ名	国民健康保険事業の取扱い		責任者	石本
合併協定項目	21 国民健康保険事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>国民健康保険税</p> <p>納税義務者 ・国民健康保険の被保険者である世帯の世帯主</p> <p>賦課期日及び本算定月 ・賦課期日（4月1日） ・本算定月（6月）</p> <p>納期 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 翌年1月4日から同月31日まで 第7期 翌年2月1日から同月28日まで 第8期 翌年3月1日から同月31日まで</p> <p>過年度分 当該課税年度を過ぎ更正（翌年度課税） 第9期 4月1日から同月30日まで 第10期 5月1日から同月31日まで</p> <p>税率 4 按分方式 （医療分） （介護分） ・所得割 6.55% ・所得割 0.81% ・資産割 36.37% ・資産割 6.14% ・均等割29,900円 ・均等割 6,300円 ・平等割25,500円 ・平等割 3,700円</p> <p>【所得割】 前年の総所得金額及び山林所得金額等の合計額から基礎控除（33万円）した金額に税率を乗じて得た金額 【資産割】 被保険者の当該年度固定資産税（土地・家屋分）に税率を乗じて得た金額 【被保険者均等割】 1人当たりの金額に被保険者数を乗じて得た金額 【世帯平等割額】 1世帯当たりの金額</p> <p>賦課限度額 ・医療分 530,000円 ・介護分 80,000円</p>	<p>国民健康保険税</p> <p>納税義務者 ・国民健康保険の被保険者である世帯の世帯主</p> <p>賦課期日及び本算定月 ・賦課期日（4月1日） ・本算定月（6月）</p> <p>納期 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>随期分 当該年度内に異動が発生した場合 第5期 翌年2月1日から同月28日まで 第6期 翌年3月1日から同月31日まで</p> <p>過年度分 当該課税年度を過ぎ更正（翌年度課税） 第7期 4月1日から同月30日まで 第8期 5月1日から同月31日まで</p> <p>税率 4 按分方式 （医療分） （介護分） ・所得割 6.41% ・所得割 0.84% ・資産割 35.65% ・資産割 7.18% ・均等割22,400円 ・均等割 6,100円 ・平等割19,000円 ・平等割 3,400円</p> <p>【所得割】 前年の総所得金額及び山林所得金額等の合計額から基礎控除（33万円）した金額に税率を乗じて得た金額 【資産割】 被保険者の当該年度固定資産税（土地・家屋分）に税率を乗じて得た金額 【被保険者均等割】 1人当たりの金額に被保険者数を乗じて得た金額 【世帯平等割額】 1世帯当たりの金額</p> <p>賦課限度額 ・医療分 530,000円 ・介護分 80,000円</p>		<p>・納期が異なる。 納期が少ないと1回当りの負担額が大きくなる。また、被保険者の異動更正を納期に合わせて行なうため、届出から更正通知書発行までの期間が長くなる。</p> <p>・税率が異なる。 両町とも国民健康保険事業に係る必要額見込みを算出し税率（所得割、資産割、均等割、平等割）を算定しているが、国民健康保険加入者の療養給付費や老人保健拠出金等の必要見込額算出基礎数値が異なるため、税率が同一ではない。 介護分については、国が1人当たりの必要単価（全国一律）を設定し、社会報酬支払基金から納付費用の通知があるため、介護分の税率算定基準は同一である。</p>			<p>税率については、平成16年度決算をもとに合併後に新たに定めものとし、納期については岸本町の例により一元化する。</p> <p>（平成17年度課税分から一元化する）</p>	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提出案件	
専門部会名	税務出納部会	責任者	金田	ワーキンググループ名	国民健康保険事業の取扱い		責任者	石本
合併協定項目	21国民健康保険事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>保険税の減額 被保険者の前年の総所得金額等が基準以下であれば、被保険者均等割及び世帯平等割を減額。 【7割軽減】 総所得金額等の合算額が33万円以下の世帯 【5割軽減】 総所得金額等の合算額が33万円に被保険者（世帯主を除く）1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯 【2割軽減】 総所得金額等の合計額が33万円に被保険者（擬制世帯主以外の世帯主を含む）1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯であり、軽減要件に該当する世帯</p> <p>保険税率の算定 【医療分】 1世帯当たりの賦課額（軽減前）を平均17万円とし算定を行う。ただし、医療費分の一般被保険者分の平均とする。 【介護分】 国が被保険者1人当たりの単価（全国一律）を設定するため、その単価に基づいて算定を行う。</p> <p>（根拠法令） 地方税法 第703条の4</p> <p>岸本町国民健康保険税条例 第1条～第16条</p>	<p>保険税の減額 被保険者の前年の総所得金額等が基準以下であれば、被保険者均等割及び世帯平等割を減額。 【7割軽減】 総所得金額等の合算額が33万円以下の世帯 【5割軽減】 総所得金額等の合算額が33万円に被保険者（世帯主を除く）1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯 【2割軽減】 総所得金額等の合計額が33万円に被保険者（擬制世帯主以外の世帯主を含む）1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯であり、軽減要件に該当する世帯</p> <p>保険税率の算定 【医療分】 国保会計に占める必要税収を算出し、その額を基に算定を行う。 【介護分】 国が被保険者1人当たりの単価（全国一律）を設定するため、その単価に基づいて算定を行う。</p> <p>（根拠法令） 地方税法 第703条の4</p> <p>溝口町国民健康保険税条例 第1条～第16条</p>						

行政現況調査調整一覧表

協議会提出案件

専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	国民健康保険事業の取扱い		責任者	景山祐子
合併協定項目	21 国民健康保険事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
2	国保財政調整基金の取扱い H16年2月末基金残高 46,102,411円 (H16年12月末見込基金残高 68,131千円) 基金保有割合 13.25% (3年間の保険給付費・老人保健医療費 費拠出金に占める割合) 一人当たり基金保有額 24,561円 一人当たり医療費 181,833円 (平成14年度一般被保険者分(若人)) 一人当たり老人保健拠出金額 114,654円 被保険者数(平成15年3月末現在) 一般被保険者(若人) 1,083人 一般被保険者(老人) 794人		国保財政調整基金の取扱い 基金残高 141,358,338円 (H16年12月末見込基金残高 82,113千円) 基金保有割合 48.98% (3年間の保険給付費・老人保健医療費 費拠出金に占める割合) 一人当たり基金保有額 83,743円 一人当たり医療費 224,203円 (平成14年度一般被保険者分(若人)) 一人当たり老人保健拠出金額 159,455円 被保険者数(平成15年3月末現在) 一般被保険者(若人) 800人 一般被保険者(老人) 888人		基金保有額に大きな差がある。 被保険者数、医療費の状況、保険税率など 勘案して、保有額の調整を行う必要がある。		現行のとおりを新町に引き継ぐ。		
3	国保の保健事業：人間ドック 《対象者》 国保被保険者35～70未満 《委託先》 博愛病院、大山リハ、飛田医院 《内容》 35歳以上70歳未満：日帰り人間ドック 50歳以上70歳未満 ：日帰り人間ドック+脳ドック(頭部CT) 《委託料》 日帰り人間ドック：大山リハ41,000円 ：飛田医院41,000円 日帰り人間ドック+脳ドック ：博愛病院51,000円 脳ドック：博愛病院24,380円 《自己負担金額》 日帰り人間ドック：5,000円 脳ドック：3,000円 日帰り人間ドック+脳ドック：7,000円 《自己負担金支払方法》 申請時役場に支払 《委託料の支払方法》 委託料を医療機関に支払う 《受診後の指導》 検診結果の郵送		国保の保健事業：人間ドック 《対象者》 国保被保険者40・45・50・55 ・60歳の者(生まれ年により選定) 《委託先》 博愛病院、日野病院 《内容》 40・45・50・55歳の者：日帰り人間ドック 60歳の者 ：日帰り人間ドック+脳ドック(頭部MR) 《委託料》 日帰り人間ドック：博愛病院41,000円 ：日野病院41,000円 日帰り人間ドック+脳ドック ：博愛病院61,000円 ：日野病院63,000円 《自己負担金額》 日帰り人間ドック：5,000円 日帰り人間ドック+脳ドック：7,000円 《自己負担金支払方法》 受診時医療機関で支払 《委託料の支払方法》 委託料から自己負担金額を控除した 額を医療機関に支払う 《受診後の指導》 保健師により検診結果を分析し個別 に郵送により指導する		対象者が異なる 岸本町：35～70歳未満の被保険者 溝口町：40・45・50・55・60歳の被保険者 委託先が異なる 岸本町：博愛病院、大山リハ、飛田医院 溝口町：博愛病院、日野病院 自己負担金支払方法が異なる 岸本町：申込時役場に支払 溝口町：受診時病院に支払 受診後の指導体制が異なる 岸本町：検診結果の郵送のみ 溝口町：検診結果を郵送するが、保健師、管 理栄養士が結果を分析し必要であ れば個別指導を行う 溝口町は、人間ドックは、一般会計において 保健事業として実施しており、国保被保険者か ら申し込みがあった場合に、国保会計から助成 する。		合併後に溝口町の例をもとに一元化するも のとする。ただし、事業は、国保事業とし て行なうものとする。		

国民健康保険税率等比較資料1

【平成15年度国民健康保険税率】 単位：％・円

(医療分)	岸本町	溝口町	(介護分)	岸本町	溝口町
所得割	6.55	6.41	所得割	0.81	0.84
資産割	36.37	35.65	資産割	6.14	7.18
世帯平等割	25,500	19,000	世帯平等割	3,700	3,400
被保険者均等割	29,900	22,400	被保険者均等割	6,300	6,100

1. 平成15年度当初賦課(6月1日)における国保税賦課額(調定額)が両町の税率に置き換えた場合の賦課額比較

岸本町の賦課額を溝口町の税率で算出した場合の参考賦課額

溝口町の賦課額を岸本町の税率で算出した場合の参考賦課額

単位：円

	本賦課額	参考賦課額	比較増減
医療・一般分	136,509,292	120,005,065	-16,504,227
医療・退職分	35,608,208	31,024,635	-4,583,573
医療合計	172,117,500	151,029,700	-21,087,800
1人あたり	74,060	65,127	-8,933
介護・一般分	8,903,763	8,842,121	-61,642
介護・退職分	2,405,137	2,669,979	264,842
介護合計	11,308,900	11,512,100	203,200
1人あたり	16,557	16,123	-434

単位：円

	本賦課額	参考賦課額	比較増減
医療・一般分	90,822,538	103,833,301	13,010,763
医療・退職分	20,817,762	24,379,799	3,562,037
医療合計	111,640,300	128,213,100	16,572,800
1人あたり	55,876	63,883	8,007
介護・一般分	5,536,645	5,413,623	-123,022
介護・退職分	1,732,555	2,011,577	279,022
介護合計	7,269,200	7,425,200	156,000
1人あたり	15,401	14,588	-813

1人あたりの額は、軽減額及び限度超過額を引いた後の総賦課額を被保険者数で割った数値

岸本H15年度単年度収支見込(介護を除く)	17,544千円
-----------------------	----------

溝口H15年度単年度収支見込(介護を除く)	-40,965千円
-----------------------	-----------

2. 平成15年度の両町の当初賦課額を合算し、岸本・溝口が1つの町として考えた場合の必要税率

【参考税率】 単位：％・円

(医療分)	必要税率	(介護分)	必要税率
所得割	6.48	所得割	0.85
資産割	36.23	資産割	6.72
世帯平等割	22,200	世帯平等割	3,800
被保険者均等割	26,500	被保険者均等割	6,500

国民健康保険税率等比較資料2

国民健康保険税年度別一覧(介護分を除く)

年度	岸本町					溝口町				
	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
平成10年度	4.98%	32.49%	28,100 円	24,900 円	530,000 円	5.07%	39.32%	26,100 円	23,200 円	530,000 円
平成11年度	5.12%	32.50%	29,200 円	25,500 円	530,000 円	5.07%	39.32%	26,100 円	23,200 円	530,000 円
平成12年度	5.40%	35.33%	29,700 円	25,500 円	530,000 円	5.07%	39.32%	26,100 円	23,200 円	530,000 円
平成13年度	5.91%	34.18%	29,700 円	25,500 円	530,000 円	5.07%	39.32%	26,100 円	23,200 円	530,000 円
平成14年度	5.79%	32.68%	29,900 円	25,500 円	530,000 円	5.07%	39.32%	26,100 円	23,200 円	530,000 円
平成15年度	6.55%	36.37%	29,900 円	25,500 円	530,000 円	6.41%	35.65%	22,400 円	19,000 円	530,000 円

国民健康保険財政調整基金年度別比較

(単位:千円)

年度	岸本町					溝口町				
	新規積立金	利子繰入金	取り崩し額	現在額	備考	新規積立金	利子繰入金	取り崩し額	現在額	備考
平成1年度	0	0	0	49,970		5,445		0	18,577	
平成2年度	0	0	0	49,970		21,124		0	39,701	
平成3年度	0	0	0	49,970		43,657		0	83,358	
平成4年度	0	0	0	49,970		10,000		0	93,358	
平成5年度	0		14,000	35,970		10,000		0	103,358	
平成6年度	0	0	0	35,970		23,000		0	126,358	
平成7年度	0	989	0	36,959		15,000		0	141,358	
平成8年度	0	789	0	37,748		0		0	141,358	
平成9年度	0	199	0	37,947		0		0	141,358	
平成10年度	0	0	0	37,947		0	0	0	141,358	
平成11年度	0	0	8,000	29,947		0	0	0	141,358	
平成12年度	8,111	0		38,058		0	0	0	141,358	
平成13年度	0	0	16,000	22,058		0	0	0	141,358	
平成14年度	24,000	45		46,103		0	0	0	141,358	
平成15年度	2,028			48,131	3月補正予算	0	0	7,000	134,358	3月補正予算
平成16年度	20,000			68,131	見込み	0	0	52,245	82,113	見込み

参考 平成16年度当初予算案 予備費
 岸本町 14,957,000 円
 溝口町 11,000,000 円

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	小中学校の通学区域	責任者	橋谷 邦厚	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 36 小中学校の通学区域	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法				
1	<p>通学区域の設定、変更に関する事</p> <p>【目的】 岸本町立小学校児童の住所地により通学区域を設定することで、学齢児童が就学する際の指定学校を予め住民に知らせ、また、特定校への集中を避け、学校の収容力のバランスを保持することを目的とする。</p> <p>【内容等】 町立小学校について、下記の住所地により地域区分（通学区域）を定めている。ただし、教育委員会において相当と認められた時は、別に入学又は在学すべき学区を指定することができる旨定めている。</p> <p>岸本小学校 上細見 立岩 吉定 岸本 押口 吉長 遠藤 小町 小野 大殿 坂長 岩屋谷 清原(字草田・上草田を除く。)</p> <p>八郷小学校 小林 丸山 須村 大原 真野 番原 福岡 久古 口別所 清原(字草田・上草田に限る。)</p> <p>岸本中学校 全域（通学区域の定めなし）</p>	<p>通学区域の設定、変更に関する事</p> <p>【目的】 溝口町立小中学校児童・生徒の住所地により通学区域を設定することで、学齢児童が就学する際の指定学校を予め住民に知らせ、また、特定校への集中を避け、学校の収容力のバランスを保持することを目的とする。</p> <p>【内容等】 町立小中学校について、下記の住所地により地域区分（通学区域）を定めている。ただし、教育委員会において相当と認められた時は、別に入学又は在学すべき学区を指定することができる旨定めている。</p> <p>溝口小学校 溝口 谷川 宮原 宇代 大江 上野 長山 金屋谷 岩立 根雨原 白水 大倉 莊 中祖 古市 父原 添谷 大内 貴住</p> <p>二部小学校 二部 畑池 福居 焼杉 船越 福吉 福島 三部 福岡</p> <p>福岡分校 福岡</p> <p>日光小学校 大滝 栃原 大坂 富江 福兼 添谷</p> <p>添谷分校 添谷 福兼（福永のみ）</p> <p>溝口中学校 全域</p>	<p>1 既存の通学区域の変更の必要性について 通学区域については、法令上の定めはなく、地理的状況、歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、市町村教育委員会の判断に基づいて設定されたものであり、特に両町の境界付近については検討が必要である。</p> <p>2 通学区域の定めについて 両町とも中学校は1校しか設置されていないが、溝口町には中学校の通学区域の定めがあり、岸本町には通学区域の定めがない。</p>	<p>現行どおり新町に引き継ぎ、通学区域の変更については合併後検討する。 ただし、岸本中学校の通学区域については、旧岸本町の区域を通学区域として定める。 (分校の統合整備については、新町において検討するものとする。)</p> <p>(参考) 調整方法は教育委員会協議済 岸本町 平成15年11月19日決定 溝口町 平成15年11月14日決定</p>				

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	学校教育事業	責任者	三宅 祐志	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 37 学校教育事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法				
1	<p>障害児教育に関すること</p> <p>【目的】 心身に障害のある児童生徒のために、特殊学級を設置する。</p> <p>【内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 岸本小学校 <ul style="list-style-type: none"> 知的障害学級2名(4年生) 担当教員1名 肢体不自由学級1名(4年生) 担当教員1名 介助員1名 (町単独雇用臨時職員) 岸本中学校 <ul style="list-style-type: none"> 知的障害学級1名(3年生) 担当教員1名 <p>特殊学級の編制(学校教育法第75条) 小中学校には 精神薄弱者 肢体不自由者 身体虚弱者 弱視者 その他心身に障害があり、特殊学級で教育を行うことが適当な者、の教育のために特殊学級を置くことができる。</p>	<p>障害児教育に関すること</p> <p>【目的】 心身に障害のある児童生徒のために、特殊学級を設置する。</p> <p>【内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 溝口小学校 <ul style="list-style-type: none"> 情緒障害児学級1名(2年生) 担当教員1名 溝口中学校 <ul style="list-style-type: none"> 知的障害学級2名(1・2年生) 担当教員1名 情緒障害児学級2名(1・2年生) 担当教員1名 <p>特殊学級の編制(学校教育法第75条) 小中学校には 精神薄弱者 肢体不自由者 身体虚弱者 弱視者 その他心身に障害があり、特殊学級で教育を行うことが適当な者、の教育のために特殊学級を置くことができる。</p>	<p>1 両町で特殊学級の編制が異なっている。</p> <p>2 岸本町には肢体不自由学級があり、介助員として臨時職員1名を配置している。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(参考) 調整方法は教育委員会協議済 岸本町 平成16年2月20日 溝口町 平成16年2月19日</p>				

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	社会教育事業	責任者	大下 修一	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 39 社会教育事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法				
1	<p>成人式 【目的】 次代を担う若人の二十歳の門出を祝福し、成人としての自覚を促すとともに、相互の親睦を図らせ、地域の活性化を目指す意識を育てることを目的とする。 【内容等】 成人式の概要 式典（記念品授与） 記念講演会 記念写真撮影 会食会 実施日：毎年8月15日 場 所：岸本町農村環境改善センター （式典、講演会、会食会） 該当者：町内在住者及び町外転出者のうちの希望者 該当者抽出方法：住民基本台帳より抽出。 会食会：一人あたり1,300円程度のオードブル、ジュース 参加費等：全額町費で参加費徴収なし。 参加状況（平成15年度）：対象者109名 参加者72名 参加率66%</p>	<p>成人式 【目的】 次代を担う若人の二十歳の門出を祝福し、成人としての自覚を促すとともに、相互の親睦を図らせ、地域の活性化を目指す意識を育てることを目的とする。 【内容等】 式典（記念品授与） 記念講演会 記念写真撮影 記念コンサート 会食会 実施日：毎年8月15日 場 所：鬼の館ホール 該当者：町内在住者及び町外転出者のうちの希望者 該当者抽出方法：住民基本台帳から抽出 会食会：成人者のみで町内のレストランで実施。 一人あたり3,000円程度（飲み物込） のオードブル 参加費等：全額町費で参加費徴収なし 参加状況（平成15年度）：対象者75名 参加54名 参加率72%</p>	<p>1 記念コンサートを溝口町では実施しているが、岸本町では実施していない。 2 実施日は両町同一だが旧町単位で別々で実施するか、合同で実施するか協議が必要。 3 合同実施の場合、式典会場をどこにするか、会食会をどのような方法で行うか等、協議が必要。</p>	<p>合同実施とし、合併後に一元化で調整する。</p>				

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	社会体育事業	責任者	中島寛	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 40 社会体育事業			備考		
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法			
1	<p>オールジャパンジュニアトライアスロンに関すること</p> <p>【目的】 トライアスロン競技をとおして青少年の健全育成を図るとともに、「緑と清流の町」岸本町の文化、産業、観光等を広く全国へ紹介する。</p> <p>【内容等】 オールジャパンジュニアトライアスロンin岸本大会の開催（運営方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会実行委員会を組織して大会を開催している。 ・大会の運営費は、町補助金・企業からの協賛金・参加費等である。 <p>（大会概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象としたトライアスロン大会としては全国最大級。 ・平成7年から開催し、平成15年度第9回大会を実施。 ・毎年8月下旬に岸本町総合スポーツ公園を会場に開催。 ・大会運営に約100名の町民を主とする（ボランティア）が参加。 ・大会参加者は250人～300人程度。 ・参加費 Aクラス（小学1・2年生）3,000円 Bクラス（小学3・4年生）3,000円 Cクラス（小学5・6年生）3,000円 Dクラス（小学生1名以上を含むリレーの部）7,000円 		なし。		現行どおり新町に引き継ぐ。			
2		<p>榊水開発リーゼンスラローム大会に関すること</p> <p>【目的】 スキー競技をとおして、榊水高原、溝口町の文化、産業、観光等を県内外へ紹介する。</p> <p>【内容等】 大会名 榊水開発リーゼンスラローム大会（第35回） 対象 小学生～一般（町内外） 開催期日 毎年1月末 運営方法 溝口町・榊水スキークラブ共催により実施運営している。町及び町観光協会から補助金支出。 参加費 小中学生1,000円 高校生以上2,000円 榊水開発リーゼンスラローム大会補助金500千円 溝口町観光協会補助金 100千円 大会参加者 80名 会場 榊水高原スキー場</p>	なし		現行どおり新町に引き継ぐ。			

岸本町・溝口町合併協議会 第14回会議 参考資料

1．事務事業調整書面報告（事務レベル調整）

行政現況調書調整一覧表（一般職員の身分の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3

行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：下水道事業）・・・・・・・・・・・・・・ 4

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						専門部会長専決事項	
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い	
合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法		
1	一般職公務災害補償、町村職員恩給組合、町村職員退職手当組合、市町村職員共済組合及び市町村職員互助会に関する事 一般職の職員公務災害等について定める。 加入団体等 公務災害補償 地方公務員災害補償基金 退職手当 鳥取県町村職員退職手当組合 共済組合 鳥取県市町村職員共済組合 鳥取県市町村職員互助会	一般職公務災害補償、町村職員恩給組合、町村職員退職手当組合、市町村職員共済組合及び市町村職員互助会に関する事 一般職の職員公務災害等について定める。 加入団体等 公務災害補償 地方公務員災害補償基金 退職手当 鳥取県町村職員退職手当組合 共済組合 鳥取県市町村職員共済組合 鳥取県市町村職員互助会	両町とも同じ団体に加入し取扱いが同じである		現行のまま新町に引き継ぐ		
2	公務災害補償制度 職員の公務中及び通勤中の災害に対して、公務災害補償基金より費用補填する 地方公務災害補償基金に加入 （地方公務員災害補償基金鳥取県支部（事務局県職員課）） 主な事務内容 （１）基金負担金の計算及び支払い 概算負担金報告書及び概算払い 4月上旬 確定負担金報告書及び精算払い（前年度分）9月中旬 （２）公務災害及び通勤災害の請求 職員の公務中及び通勤中の災害に対して、公務災害補償基金へ 請求書を提出（随時）	公務災害補償制度 職員の公務中及び通勤中の災害に対して、公務災害補償基金より費用補填する 地方公務災害補償基金に加入 （地方公務員災害補償基金鳥取県支部（事務局県職員課）） 主な事務内容 （１）基金負担金の計算及び支払い 概算負担金報告書及び概算払い 4月上旬 確定負担金報告書及び精算払い（前年度分）9月中旬 （２）公務災害及び通勤災害の請求 職員の公務中及び通勤中の災害に対して、公務災害補償基金へ 請求書を提出（随時）	問題点 なし		現行のまま新町に引き継ぐ		

専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い		責任者	岡田安路
合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
3	労働災害保険 嘱託職員及び臨時職員の労働保険（労災保険及び雇用保険）の手続き 常時勤務する嘱託職員及び臨時職員が加入 （１）雇用保険の加入・離脱届出事務 雇用保険の加入届 添付書類：出勤簿の写し、雇用保険証 雇用保険の離脱届（離職票の手続き） 添付書類：雇入通知（写）、賃金台帳、出勤簿の写し （２）労働保険料の概算及び精算 毎年５月末までに前年度分の精算と当該年度の概算申告書を提出 添付書類：被保険者全員の賃金台帳（確認のため） 申告書提出後、精算保険料又は概算保険料を振込み 前年概算分に対して過不足分を翌年度精算する （３）予算の組み方 事業主負担分をを総務課一括で予算計上する。		労働災害保険 嘱託職員及び臨時職員の労働保険（労災保険及び雇用保険）の手続き 常時勤務する嘱託職員及び臨時職員が加入 （１）雇用保険の加入・離脱届出事務 雇用保険の加入届 添付書類：出勤簿の写し、雇用保険証 雇用保険の離脱届（離職票の手続き） 添付書類：雇入通知（写）、賃金台帳、出勤簿の写し （２）労働保険料の概算及び精算 毎年５月末までに前年度分の精算と当該年度の概算申告書を提出 添付書類：被保険者全員の賃金台帳（確認のため） 申告書提出後、精算保険料又は概算保険料を振込み 前年概算分に対して過不足分を翌年度精算する （３）予算の組み方 本人及び事業主負担合計を所管課で予算計上する。		1.問題点 法例に基づく事務であるため、内容は同じであるが、予算の組み方が異なっている。 本人負担分岸本町 歳計外溝口町 一般会計雑入 事業主負担分岸本町 総務課一括溝口町 各課事業ごと			合併後、一元化を図る （予算の組み方は岸本町の例により、一括、一般管理費に計上する。ただし、補助事業支弁に係るものについては各事業に計上する。） （控除後の本人負担分の保険料の会計処理は、「歳計外」により取り扱う。）	
4	市町村職員共済組合・互助会 鳥取県市町村職員共済組合・互助会に加入 主な事務の内容 （１）市町村共済組合の加入、変更、離脱届事務 随時 （２）市町村共済・互助会各種保険事業・福祉事業等の届事務 随時 （３）共済組合・互助会負担金の各種報告、支払 毎月 （４）共済組合貯金事務 職員の貯金引去り、共済組合の報告書の作成 毎月、期末手当時 （５）共済組合貯金事務 年金受給資格者の認定請求手続き		市町村職員共済組合・互助会 鳥取県市町村職員共済組合・互助会に加入 主な事務の内容 （１）市町村共済組合の加入、変更、離脱届事務 随時 （２）市町村共済・互助会各種保険事業・福祉事業等の届事務 随時 （３）共済組合・互助会負担金の各種報告、支払 毎月 （４）共済組合貯金事務 職員の貯金引去り、共済組合の報告書の作成 毎月、期末手当時 （５）共済組合貯金事務 年金受給資格者の認定請求手続き		問題点なし			現行のまま新町に引き継ぐ	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						専門部会長専決事項	
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い	
合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法		
5	<p>社会保険 嘱託職員及び臨時職員の社会保険の加入、離脱等 (1) 社会保険事務所への加入・離脱等の手続き 異動日から5日以内に、社会保険事務所へ届出 (2) 社会保険料の支払い 個人負担分 賃金より毎月控除(控除一覧を作成し、各課に配布) 事業主負担分 一般管理費より一括支払い(事業により、各事業費目から支出する場合もある) 月末に出納室が個人負担分と事業主負担分とを合算し、社会保険事務所へ振込み(納付書は社会保険事務所から送付)</p>	<p>社会保険 嘱託職員及び臨時職員の社会保険の加入、離脱等 (1) 社会保険事務所への加入・離脱等の手続き 異動日から5日以内に、社会保険事務所へ届出 (3) 社会保険料の支払い 個人負担分 賃金より毎月控除(控除一覧を作成し、各課に配布) 事業主負担分 一般管理費より一括支払い(事業により、各事業費目から支出する場合もある) 月末に出納室が個人負担分と事業主負担分とを合算し、社会保険事務所へ振込み(納付書は社会保険事務所から送付)</p>	<p>問題点 健康保険法による事務のため問題点なし 課題 予算の組み方が両町で異なっているため統一が必要</p>		<p>合併後一元化を図る (予算の組み方は岸本町の例により、一括、一般管理費に計上する。ただし、補助事業支弁に係るものについては各事業に計上する。)</p>		
6	<p>衛生委員会 職員の安全及び衛生に関し、調査審議するための委員会 委員会は ・衛生管理者 ・衛生推進者 ・産業医 ・職員で安全及び衛生に関し、経験を有する者のうちから町長が指名する者で構成する。 委員の任期は、2年とする。</p>	<p>衛生委員会 職員の安全及び衛生に関し、調査審議するための委員会 委員会は ・衛生管理者 ・衛生推進者 ・産業医 ・職員で安全及び衛生に関し、経験を有する者で構成する。</p>	なし		<p>現行のまま新町に引き継ぐ</p>		

専門部会名	建設水道部会	責任者	小村恵吾	ワーキンググループ名	下水道事業(事務関係)	責任者	井本達彦
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25 - 30 下水道事業		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
1	<p>供用開始区域の決定及び告示 住民への周知及び意見を聞くため、公共下水道が整備された区域の供用開始の公告縦覧を行い、早期下水道の接続を図る。</p> <p>* 供用開始しようとする区域の決定 供用開始年月日、区域等について公示(期間2週間) 意見等の調整 供用開始</p>	<p>供用開始区域の決定及び告示 住民への周知及び意見を聞くため、公共下水道が整備された区域の供用開始の公告縦覧を行い、早期下水道の接続を図る。</p> <p>* 供用開始しようとする区域の決定 供用開始年月日、区域等について公示(期間2週間) 意見等の調整 供用開始</p>		<p>下水道法に基づく事務であり、同一。 課題・問題点なし。</p>		<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>	
2	<p>排水設備、水洗便所改造工事計画の審査及び完了検査 排水設備が基準どおり適切に計画されているか、審査及び検査を行う。</p> <p>供用開始区域内の住民より提出された「排水設備、水洗便所計画確認申請書」の内容審査を行い、「排水設備申請確認済証」を発行し、工事の着手を許可する。</p> <p>排水設備等の工事が完了し、申請者から「排水設備等工事完了届」により工事を施行した指定工事店、申請者の立会いの上で工事完了検査を実施する。</p>	<p>排水設備、水洗便所改造工事計画の審査及び完了検査 排水設備が基準どおり適切に計画されているか、審査及び検査を行う。</p> <p>供用開始区域内の住民より提出された「排水設備計画確認申請書」の内容審査を行い、「排水設備確認書」を発行し、工事着手を許可する。</p> <p>排水設備等の工事が完了し、申請者から「排水設備工事完了届」により工事を施行した指定工事店、申請者の立会いの上で工事完了検査を実施する。</p>		<p>下水道法に基づく事務であり、同一。 課題・問題点なし。</p>		<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>	
3	<p>除外設備の設置指導 水質汚濁防止、施設の機能低下を防ぐため、特定事業所からの下水の排除の制限を行うもの。 下水道法及び岸本町公共下水道条例・岸本町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例により、基準値を超える汚水を排出する事業場に対して、除外施設設置指導を行う。 現在、飲食店、美容院等で設置。</p>	<p>除外設備の設置指導 水質汚濁防止、施設の機能低下を防ぐため、特定事業所からの下水の排除の制限を行うもの。 下水道法及び溝口町公共下水道条例により、基準値を超える汚水を排出する事業場に対して、除外施設設置指導を行う。 現在、飲食店、美容院等で設置。</p>		<p>溝口町の農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例には、この項目がない。</p>		<p>岸本町の例をもとに合併時に一元化する</p>	